

硫黄酸化物放出規制海域への地中海海域の追加に関する事項

改正規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI では、第 14 規則において、硫黄酸化物放出規制海域を規定しており、本会規則においてもこれを取入れている。硫黄酸化物放出規制海域については、従来から規定されている北海海域及びバルティック海海域に、北アメリカ海域及びアメリカ・カリブ海海域が追加されている。

そして、欧州諸国や地中海沿岸国からの提案を受けて、さらに地中海海域を追加する旨の条約改正が、2022 年 12 月に開催された IMO 第 79 回海洋環境保護委員会 (MEPC79) において、決議 MEPC.361(79)として採択された。

今般、当該決議に基づき、関連規定を改める。

改正内容

硫黄酸化物放出規制海域に、地中海海域を追加する。

「海洋汚染防止のための構造及び設備規則」の一部を次のように改正する。

8 編 船舶からの大気汚染防止のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.2 用語（附属書 VI 第 2 規則，第 13 規則，第 14 規則及び第 16 規則並びに NO_x テクニカルコード 1.3，4.1，4.3.9 及び 4.4.8 関連）*

(16)を次のように改める。

(16) 「硫黄酸化物放出規制海域」とは，附属書 VI の付録 III（放出規制海域の指定に関する基準及び手順）に従って *IMO* により指定された次の(a)から~~(d)~~(e)に掲げる海域（港湾を含む）をいう。

(a) 北アメリカ海域

前(15)(a)に規定する海域

(b) アメリカ・カリブ海海域（プエルトリコ周辺海域）

前(15)(b)に規定する海域

(c) バルティック海海域

前(15)(c)に規定する海域

(d) 北海海域

前(15)(d)に規定する海域

(e) 地中海海域

ヨーロッパ，アフリカ及びアジアの海岸並びに次の i)から iii)に掲げる座標で表される境界により囲まれたあらゆる水域

i) スペインのトラファルガー岬の先端（北緯 36 度 11 分，西経 6 度 02 分）及びモロッコのスパルテル岬の先端（北緯 35 度 48 分，西経 5 度 55 分）を結んだ線で定義されるジブラルタル海峡への西側の入口

ii) メフメトチク岬（北緯 40 度 03 分，東経 26 度 11 分）及びクムカレ岬（北緯 40 度 01 分，東経 26 度 12 分）を結んだ線で定義されるチャナッカレ海峡

iii) 附属書 VI の付録 VII.4.3 に指定される経緯度を結んだ線により囲まれた海域を除くスエズ運河への北側の入口